

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本免第 95 号
令和 6 年 1 月 31 日
宮城県警察本部長

運転免許試験実施要領の制定について（通達）

運転免許試験業務については、運転免許試験実施要領を別添のとおり制定し、令和 6 年 2 月 1 日から施行することとしたので、処理上遺漏ないようにされたい。

別添

運転免許試験実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及び宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）並びに宮城県公安委員会の権限に属する事項の専決に関する規程（平成15年宮城県公安委員会規程第1号）の規定に基づき、宮城県公安委員会の権限に属する運転免許試験等の事務の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車をいう。

2 試験

自動車等の運転免許試験をいう。

3 適性試験

自動車等の運転に必要な適性についての試験をいう。

4 学科試験

自動車等の運転に必要な知識についての試験をいう。

5 技能試験

自動車の運転に必要な技能についての試験をいう。

6 県免許センター

宮城県運転免許センターをいう。

7 石巻免許センター

宮城県警察石巻運転免許センターをいう。

8 古川免許センター

宮城県警察古川運転免許センターをいう。

9 仙南免許センター

宮城県警察仙南運転免許センターをいう。

10 各免許センター

前記6から9までの全てをいう。

11 指定教習所

宮城県公安委員会の指定を受けた自動車教習所をいう。

12 試験車

規則第24条第6項の規定及び別に定める運転免許技能試験実施基準に適合した技能試験に使用する車両をいう。

13 手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）で定める試験に関

する手数料をいう。

第3 試験官

1 試験官の種別及び職務

試験を行う者（以下「試験官」という。）の種別及び職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 主任試験官
試験全般の指揮監督に關すること。
- (2) 適性試験官
適性試験の実施に關すること。
- (3) 学科試験官
学科試験の実施に關すること。
- (4) 技能試験官
技能試験の実施に關すること。

2 試験官の指名

(1) 各免許センターの場合

交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、必要に応じ次の基準により試験官を指名するものとする。

ア 主任試験官

県免許センターは課長補佐（試験担当）、各免許センター（県免許センターを除く。）は試験係長

イ 適性試験官及び学科試験官

交通部運転免許課に勤務する職員（以下「運転免許課員」という。）

ウ 技能試験官

運転免許課員のうち規則第24条第8項の規定により指定された職員

(2) 気仙沼警察署の場合

気仙沼警察署長は、交通課員の中から、主任試験官、適性試験官及び学科試験官を必要に応じて指名するものとする。

3 試験官の心構え

試験官は、試験を行う場所の秩序維持に努めるとともに、厳正公平な試験を行うものとする。

4 技能試験官の資格要件

別に定める運転免許技能試験実施基準の定めるところによる。

第4 試験の場所及び実施日

1 試験の場所

試験は、原則として各免許センター及び気仙沼警察署において行うものとする。ただし、必要がある場合は、出張による試験を行うことができる。

2 試験の実施日

試験の種別及び日程は、運転免許試験日割表（別表第1）のとおりとする。ただし、運転免許課長が適正な試験を実施することができないおそれがあると認められた場合は、試験を実施する日を別に指定することができる。

第5 運転免許の申請

1 運転免許申請書等の受理

- (1) 法第89条の規定による運転免許の申請等については、規則第17条第1項に規定する運転免許申請書等をそれぞれ補正したもの（以下「申請書」という。）を用いるものとする。
 - ア 運転免許（以下「免許」という。）を所持していない者の初めての免許を取得するための申請は、運転免許申請書（新規）（別記様式第1号）及び質問票（別記様式第2号）により行うものとする。
 - イ 現に免許を所持する者が所持しているもの以外の免許を取得するための申請は、運転免許申請書（併記）（別記様式第3号）及び質問票により行うものとする。
 - ウ 法第97条の2第1項第3号に規定する者が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特別新規）（別記様式第4号）及び質問票により行うものとする。
 - エ 法第97条の2第1項第5号に規定する者が免許を再取得するための申請は、運転免許申請書（特定取消）（別記様式第5号）及び質問票により行うものとする。
 - オ 仮運転免許（以下「仮免許」という。）の申請をする者は、運転免許申請書（仮免許）（別記様式第6号）及び質問票により行うものとする。
 - カ 免許の条件の解除又は変更を行う者の申請は、限定解除審査申請書（別記様式第7号）により行うものとする。
 - キ 法第100条の2第1項に規定する再試験は、再試験受験申込書（別記様式第8号）によるものとする。
- (2) 学科試験及び技能試験が免除される者を除く免許を申請する者には、申請書のほか、規則第17条第2項、第18条及び第18条の2に規定する書類及び写真並びに受験票（成績証明書）（別記様式第9号。以下「受験票」という。）を提出させ、免許に関するデータが登録されていない者には、電算登録番号シールを受験票に貼付するものとする。
- (3) 適性試験に不合格となった者に対する技能試験は、行わないものとする。

2 申請の受理及び受験資格の確認

申請の受理並びに学科試験及び技能試験を受験する資格（以下「受験資格」という。）の確認は、次により行うものとする。

- (1) 申請の受理に当たっては、前記1-(2)の書類により、受験資格の有無を確認するものとする。
- (2) 申請書を受理したときは、免許の種別、学科試験及び技能試験ごとに当日受理した順番に一連の番号（以下「受験番号」という。）を付し、受験票にも同一の受験番号を付して学科試験又は技能試験を受験する者に交付するものとする。
- (3) 法第96条の2に規定する受験資格については、路上練習申告書（別記様式第10号）により確認するものとする。

- (4) 法第96条の3に規定する受験資格については、法第108条の2第1項第2号に規定する講習を終了したことを確認するものとする。
- (5) 法第100条の2第1項に規定する再試験は、規則第28条の3第1項の再試験通知書及び現に所持している運転免許証により確認すること。
- (6) 試験の一部に合格し、その日から6月以内に次回の試験を受けようとする者から申請を受理する場合は、規則第28条の運転免許試験成績証明書を提出させるものとする。ただし、本県において試験の一部に合格した者については、合格した事項を証明した受験票の提出をもってこれに代えることができる。
- (7) 法第89条第3項に規定する者の受験資格の確認は、規則第18条の2の3第5項の検査合格証明書を提出させるものとする。
- (8) 免除の事由が、法第97条の2第1項第3号に規定するやむを得ない理由によるものであるときは、免除の事由の有無について調査し、必要に応じ運転免許試験免除に関する調査書（別記様式第11号）を作成するものとする。
- (9) 法第97条の2第1項第5号に規定する者については、免許を取り消される直前に提出した質問票に虚偽の記載をしていた場合には、試験の一部免除の対象外となることから、当該質問票の記載状況を確認すること。この場合において、質問票が宮城県以外の公安委員会において保管されているときには、当該公安委員会に照会の上、記載状況を確認すること。また、令第34条の3第6項の規定に該当する者についても試験の一部免除の対象外となることから、違反歴や取消記録を確認すること。

3 手数料の徴収

手数料は、公安委員会関係手数料条例の規定に基づき徴収するものとする。

4 申請書の処理

学科試験及び技能試験を受験した者の申請書は、試験の結果に応じてそれぞれ合格者と不合格者とに区分し、次により処理するものとする。

- (1) 合格者の申請書には、「合格」スタンプ印（黒色）を表示し、照会番号順に整理し保管するものとする。
- (2) 不合格者の申請書には、「不合格」スタンプ印（朱色）を表示し、受験番号順に整理し保管するものとする。

5 書面による教示事項の交付

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づき、前記1-（1）-イ、ウ又はエの申請があった場合において、申請者が法第92条の2第1項の表備考1の3に規定する一般運転者又は同表備考1の4に規定する違反運転者等に該当するときは、教示事項（別記様式第12号）を交付するものとする。

第6 適性試験等

1 適性試験の実施

- (1) 適性試験は、規則第23条の規定に基づき、適性試験官が、申請書及び受験票に貼付された写真と適性試験を受験する者（以下「適性試験受験者」という。）を照合し、本人であることを確認の上、行うものとする。
- (2) 適性試験は、適性試験実施要領（別表第2）に基づき、採光、騒音防止等に

配意して行うものとする。また、合否の判定が困難な場合は、再度、試験を行うとともに、疑義のあるものは、運転免許課長に報告の上、指示を受け判定するものとする。

- (3) 適性試験受験者が、医師の診断書を提出した場合は、合否の判定の参考とすることができる。
- (4) 適性試験官は、適性試験の結果を申請書の適性試験欄及び適性試験結果欄の各項目に従って記載し、記名又は押印するものとする。

2 身体障害者等の受験相談

- (1) 身体に障害（聴力障害及び言語障害を含む。）がある者の適性試験及び当該者からの受験の相談（以下「受験相談」という。）については、次により行うものとする。

ア 適性試験及び受験相談は、各免許センター及び気仙沼警察署において行うものとする。ただし、技能試験官による判断を要するものは、県免許センターにおいて行うものとする。

イ 運動能力に障害がある者から受験相談があった場合は、運転適性診断申請書（運動能力）（別記様式第13号）を受理し、運転適性診断処理票（別記様式第14号）に基づき運動能力の状況（別記様式第15号）により審査し、その結果を運転適性診断申請書（運動能力）の下欄に記載してその者に交付するものとする。

ウ 聴力に障害がある者から受験相談があった場合は、運転適性診断申請書（聴力）（別記様式第16号）を受理し、運転適性診断処理票（聴力）（別記様式第17号）に基づき審査し、その結果を運転適性診断申請書（聴力）の下欄に記載してその者に交付するものとする。

エ 前記イ又はウに規定する申請書を受理した場合は、運動能力又は聴力ごとに運転適性診断実施簿（別記様式第18号）に登載するものとする。

- (2) 法第90条第1項第1号又は第2号に規定する一定の病気等にかかっている者からの運転適性相談は、質問票の1から5までの項目のいずれかに該当する旨を申告した場合に、その者に対し該当する項目に係る病状等についての個別聴取を行うものとする。

第7 学科試験

1 学科試験の問題の作成及び保管

- (1) 学科試験の問題の作成

学科試験の問題は、別に定める学科試験問題審議委員会の審議を経て作成するものとする。また、必要に応じて、外国語による学科試験の問題を作成するものとする。

- (2) 学科試験の問題の保管

学科試験の問題は、保秘の徹底を図り、運転免許課長又は気仙沼警察署長の指名する警部（相当職を含む。）以上の階級にある者が管理し、施錠設備のある場所に適正に保管するものとする。

2 学科試験の問題の指定

運転免許課長は、原則として学科試験の当日に、学科試験問題指定簿（別記様式第19号）により学科試験の問題を指定するものとする。

3 学科試験の問題数及び試験時間

- (1) 第一種免許（小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許を除く。）及び第二種免許の試験については、問題数は95問（イラスト問題5問を含む。）とし、試験時間は50分とする。
- (2) 小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の試験については、問題数は48問（イラスト問題2問を含む。）とし、試験時間は30分とする。
- (3) 仮免許の試験については、問題数は50問とし、試験時間は30分とする。

4 学科試験の実施

- (1) 学科試験官は、学科試験を受験する者（以下「学科試験受験者」という。）を学科試験室に案内して指定した席に着席させ、申請書又は受験票に貼付された写真と照合して、本人であることを確認するとともに、事前に次の事項について説明を行うものとする。

ア 不正行為の禁止

イ 問題用紙の取扱い

ウ 答案用紙の記載方法

エ 質問の方法

オ 試験の所要時間

カ 問題用紙及び答案用紙の提出並びに退場の方法

キ 採点結果の発表

ク その他必要事項

- (2) 学科試験官は、学科試験受験者100人に対して3人とし、学科試験受験者が50人を超えるごとに1人を増員するものとする。
- (3) 学科試験官は、随時学科試験室を巡回して、不正行為の防止に努めなければならない。

5 解答方法

学科試験受験者には、学科試験答案用紙（別記様式第20号）に解答を記入させて提出させるものとする。

6 採点及び結果の発表

- (1) 学科試験の合格基準は90パーセント以上の成績とし、採点は原則として答案用紙を電子計算機（以下「電算システム」という。）に読み込ませて行うものとする。
- (2) 運転免許課長及び気仙沼警察署長は、学科試験の結果を学科試験実施結果（別記様式第21号）により集計し、運転免許試験合格者名簿（別記様式第22号）と併せて確認し、可否の決定を行った後に合格発表を行うものとする。
- (3) 合格発表は、電光掲示板に表示して行うものとする。
- (4) 前記(1)から(3)までに規定する方法により難しいときは、運転免許課長又は気仙沼警察署長の指示する方法で行うものとする。

第8 技能試験

技能試験は、別に定める運転免許技能試験実施基準に定めるもののほか、次により行うものとする。

1 技能試験を実施する車両

技能試験は、試験車により行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、試験車以外の車両を持ち込む場合は、技能試験を受験する者（以下「技能試験受験者」という。）が試験車両持込申請書（別記様式第23号）を提出するものとする。

2 技能試験のコースの作成及び指定

- (1) 運転免許課長は、技能試験官に免許の種別ごとに別に定める運転免許技能試験実施基準に基づき、技能試験に用いるコースを作成させるものとする。
- (2) 運転免許課長は、試験当日に技能試験コース指定簿（別記様式第24号）により技能試験のコースを指定するものとする。

3 技能試験の実施

- (1) 技能試験官は、技能試験を行う前に技能試験受験者へ試験方法、技能試験のコース及び試験実施上の注意事項を説明するものとする。
- (2) 技能試験官は、厳正公平な試験を行うため、原則として当該技能試験受験者以外の技能試験受験者を同乗させて試験を行うものとする。ただし、二輪車又は大型特殊自動車と同乗させることができない場合は、この限りでない。

4 技能試験の採点及び結果の発表

- (1) 規則第24条第4項に規定する採点を行うため、技能試験官は、前記1の車両の助手席に同乗するものとする。ただし、乗車する設備がない車両については、正確に採点を実施することができる場所で行うものとする。
- (2) 技能試験の採点は、（場内）技能試験成績表（別記様式第25号）、（路上）技能試験成績表（別記様式第26号）又は（自二）技能試験成績表（別記様式第27号）により記入し、電算システムに読み込ませて行うものとする。
- (3) 合格発表は、運転免許課長が可否の決定を行った後、電光掲示板に表示して行うものとする。ただし、この方法により難しいときは、運転免許課長の指示する方法で行うものとする。

5 技能試験の実施日及び中止等

運転免許課長は、技能試験を予約制により指定日に実施することができる。また、天候不良等により適正な技能試験の実施が困難な場合は、技能試験を中止し受験日を再度指定して実施することができる。

第9 仮免許の試験

1 仮免許の試験に係る適性試験及び学科試験は、各免許センター及び気仙沼警察署において次のほか前記第6及び第7の規定により行うものとする。また、技能試験を伴う試験については、県免許センターにおいて前記第6、第7及び第8の規定により行うものとする。

- (1) 運転免許課長は運転免許課員の中から、気仙沼警察署長は交通課員の中から仮免許事務取扱者を指定して行うものとする。
- (2) 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の作成は、次のとおりとする。

- ア 運転免許申請書（仮免許）及び添付書類の確認をすること。
- イ 仮免許証の番号は、12桁の番号を記載するものとし、2桁の公安委員会コード、4桁の交付年コード及び6桁の一連番号を付し、暦年ごとに更新するものとする。

なお、一連番号の1桁目の番号は、次の表のとおりとする。

免許センター等	1桁目の番号
県免許センター	1
古川免許センター	2
石巻免許センター	3
仙南免許センター	4
気仙沼警察署	5

- ウ 運転免許課長及び気仙沼警察署長は、合格者の運転免許申請書（仮免許）を仮免許台帳として編てつするものとする。
- エ 写真には、宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）別表第1に規定する本部長圧印を刻印するものとする。
- (3) 仮免許証に付与した番号は、仮運転免許証番号簿（別記様式第28号）に登載し、交付の状況を明確にしておくものとする。
- (4) 仮運転免許証台紙は、仮運転免許証台紙受払簿（別記様式第29号）を作成し、管理するものとする。
- (5) 合格した者に対する仮免許証の交付は、原則として即日交付とする。
- 2 指定教習所において行った仮免許の試験についての合否判定は、各免許センター及び気仙沼警察署で行うものとする。

第10 再試験

1 再試験の実施

再試験は、法第100条の2の規定に基づき、令第36条及び第37条の3に規定する基準に該当する者に対して、免許の種類ごとに次により行うものとする。

- (1) 再試験は、月曜日から金曜日まで（休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する休日をいう。）を除く。以下同じ。）に、県免許センターで実施するものとする。
- (2) 学科試験の再試験（以下「学科再試験」という。）は、前記第7の規定により行うものとする。
- (3) 技能試験の再試験（以下「技能再試験」という。）は、前記第8の規定により行うものとする。
- (4) 技能再試験の採点基準は、別に定める運転免許技能試験実施基準により行うものとする。
- (5) 学科再試験及び技能再試験は、天候の激変、再試験の受験者の急病等、やむを得ない場合を除き、原則として同一の日に行うものとする。
- (6) 再試験は、学科再試験、技能再試験の順に行い、学科再試験の不合格者には、技能再試験を行わない。
- (7) 身体障害等の理由で車両の改造がなされ、その改造に係る条件を付されてい

る免許を有する者に対する技能再試験については、原則として技能再試験の受験者が持ち込んだ車両を使用して行うものとする。

2 再試験の通知

- (1) 再試験の通知は、規則第28条の3の再試験通知書（以下「再試験通知書」という。）に再試番号を付して行うものとする。
- (2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習の受講後に、残る初心運転者期間に違反を犯して令第37条の3に規定する基準に達した者に対しては、初心運転者期間経過後に、免種別初心運転者再試験処理簿（別記様式第30号）が電算システムにより出力されるので、これを確認の上、通知するものとする。
- (3) 再試験通知書の再試験を行う理由欄の記載要領は、次の表によるものとする。

（令第36条に規定する基準による再試験の通知の場合）	
再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により、〇〇免許での免許取得後の合計点数が 点に達したため。 (道路交通法施行令第36条)
（令第37条の3に規定する基準による再試験の通知の場合）	
再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により、〇〇免許での初心運転者講習終了後の合計点数が 点に達したため。 (道路交通法施行令第37条の3)
注 〇〇には、普通、原付等の該当する免許の種類を記載する。	

- (4) 前記(1)の再試験通知書の発送は、配達証明郵便により行うものとし、当該再試験通知書の到達の状況について、郵便物等配達証明書により確認の上、再試験通知簿（別記様式第31号）に記載し、管理するものとする。

3 再試験の受験申請

- (1) 再試験の受験申請は、再試験の通知を受けた日の翌日から起算して1月以内（以下「受験期間」という。）に再試験受験申込書により行わせるものとする。
- (2) 再試験を受けないことについて、令第37条の4に規定するやむを得ない理由のある者については、受験期間から当該理由の存する期間を除いた期間が1月を超えることとなるまでの間に受験申請を行わせるものとする。
- (3) 前記(2)の者については、これを証明するため、旅券の写し、医師の診断書、在所証明書等の書類を添付させるものとする。

4 試験移送通知書の送付

- (1) 再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者（法第100条の2第1項の基準該当初心運転者をいう。以下同じ。）がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかにその者の住所地を管轄する公安委員会に試験移送通知書（別記様式第32号）を送付するものとする。
- (2) 試験移送通知書の再試験をしようとする理由欄の記載要領は、前記2-(3)の規定の例による。
- (3) 試験移送通知書は、原則として書留郵便により送付するものとする。
- (4) 試験移送通知書を送付する時点において、既に基準該当初心運転者に対し再試験の通知を行っているときは、試験移送通知書の備考欄に配達証明受領日を

記載するものとする。

- (5) 試験移送通知書を送付したときは、試験移送通知簿（別記様式第33号）に記載して整理しておくものとする。

5 試験移送通知書の受理

基準該当初心運転者が、その住所を宮城県公安委員会の管轄区域内に変更したことにより、他の公安委員会から試験移送通知書の送付を受けた場合は、移送通知受理簿（別記様式第34号）に記載して整理しておくものとする。

6 再試験に係る免許の取消し

- (1) 再試験の結果、再試験を受けた者が当該免許の自動車等を安全に運転するために必要な能力を現に有しないと認めるとき、又は再試験の通知を受けた者若しくは前記5の試験移送通知書に係る基準該当初心運転者が受験期間内に再試験を受けないと認めるときは、その者の当該免許を取り消すものとする。

- (2) 再試験に不合格であることを理由に免許の取消しを決定した場合及び法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の規定による公開による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行った結果、再試験を受けないことについてやむを得ない理由がないものと認定し、免許の取消しを決定した場合は、規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書により処分を執行し、当該取消しに係る運転免許証を返納させるものとする。

なお、併記免許を有する者については、免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証の有効期限と同一のものとした運転免許証を新たに作成し、交付するものとする。この場合において、手数料は徴収しないものとする。

- (3) 規則第18条の3に規定する運転免許取消処分通知書の理由欄の記載要領は、次の表によるものとする。

(再試験の学科試験が不合格の場合)	
理由	再試験に係る〇〇免許の学科試験の成績が合格基準に達しなかったため。
(再試験の学科試験に合格したが、技能試験が不合格の場合)	
理由	再試験に係る〇〇免許の学科試験に合格したが、技能試験の合格基準に達しなかったため。
注 〇〇には、普通、原付等の該当する免許の種類を記載する。	

- (4) 再試験の不合格により準中型免許若しくは普通免許に関し取消しを受けた者又は再試験を受けずに準中型免許若しくは普通免許の更新手続きをしなかった者には、申請に基づき準中型自動車又は普通自動車の仮免許証を交付する。ただし、申請することができる期間は、再試験により取消しを受けた者はその取消しの日から6月以内と、運転免許証の更新をしなかった者は当該運転免許証の失効した日から6月以内とする。

- (5) 前記(4)の準中型自動車又は普通自動車の仮免許証の申請は、各免許センター及び気仙沼警察署で、月曜日から金曜日までの午後2時から午後2時30分までの間に受付するものとする。

- (6) 運転免許課長は、再試験の通知を受けた者が、やむを得ない理由がなく再試験を受けないときは意見の聴取対象者として、再試験に係る行政処分処理票（甲）（別記様式第35号）を作成するものとする。

7 意見の聴取

- (1) 再試験の通知を受けた者又は処分移送に係る基準該当初心運転者が、受験期間内に再試験を受けないと認めて、その者の当該免許を取り消そうとするときは、意見の聴取を行うものとする。
- (2) 意見の聴取の通知は、意見の聴取通知書（別記様式第36号）により行うものとする。
- (3) 意見の聴取通知書の処分をしようとする理由欄の記載は、それぞれ次の表によるものとする。

（令第36条に規定する基準による場合）	
処分をしようとする理由	道路交通法施行令第36条の規定（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。
（令第37条の3に規定する基準による場合）	
処分をしようとする理由	道路交通法施行令第37条の3の規定（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため。

- (4) 意見の聴取の手続の開始の時期は、再試験の通知等を直接交付した場合は交付した翌日から1月を、配達証明郵便により交付した場合は当該再試験通知書に係る郵便物等配達証明書の配達日の翌日から1月を経過した時点とする。

8 処分通知

- (1) 再試験に係る免許の取消しを受けた者が当該免許を取り消された時におけるその者の住所が他の公安委員会の管轄区域にあるときは、速やかに当該免許の取消しをした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知するものとする。
- (2) 処分の通知は、処分通知書（別記様式第37号）を送付して行うものとする。
- (3) 処分の移送、意見の聴取、処分通知等の経過は、再試験に係る行政処分処理票（乙）（別記様式第38号）により明らかにしておくものとする。

第11 限定解除審査等

1 限定解除審査

- (1) 法第91条の規定による限定解除審査のうち、試験車両を使用して審査を行うものに関する事務は、全て県免許センターで取り扱うものとする。
- (2) 限定解除審査は、前記第8の規定に準じて行い、採点は（限定解除）技能試験成績表（別記様式第39号）に記入して行うものとする。
- (3) 限定解除審査の合格者の決定後は、当該合格者から運転免許証の提示を受け、限定解除審査合格台帳（別記様式第40号）に登載し整理するものとする。

2 緊急自動車運転資格審査

緊急自動車運転資格に係る審査の事務は、次により行うものとする。

- (1) 規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転に関する資格審査（以下「資格審査」という。）に関する事務は、全て県免許センターで行うものとする。
- (2) 資格審査は、法第85条第6項から第8項までに規定する年齢又は免許を受けていた期間に達しない者で緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものを対象とするものとする。

3 適格審査

- (1) 適格審査（以下「審査」という。）は、大型自動二輪車免許の技能試験における安全の確保を図るために行うものとする。
- (2) 審査は、免許申請の受理前に事前に走行させるなどの方法で行い、大型自動二輪車の適格性を有すると認められる者に対しては、受験票に「適格審査済」のスタンプ印（朱色）を表示して交付するものとする。
- (3) 審査の結果については、大型自動二輪車「事前の指導確認及び走行確認」の実施結果について（報告）（別記様式第41号）により運転免許課長に報告するものとする。
- (4) 審査の有効期間は、当該審査を受けた日から1年間とする。

第12 不正受験等の取扱い

1 不正受験の取扱い

- (1) 試験官は、法第97条の3第1項の不正の手段により受験した者（以下「不正受験者」という。）を認知したときは、速やかにその者の試験を中止して、運転免許課長の指揮を受けるものとする。
- (2) 前記(1)に規定する事案処理の指揮を受けた者は、不正受験者から弁明を聴き、弁明録取書（別記様式第42号）を作成するとともに、必要な調査を行い、不正受験処分伺い（別記様式第43号）に事案の内容、合格の取消し、受験停止等の意見を付して運転免許課長に報告するものとする。

(3) 処分の執行

ア 運転免許課長は、前記(2)の規定による報告を受けたときは、運転免許試験合格決定取消・受験停止処分上申書（別記様式第44号）に関係書類、証拠品等を添えて、宮城県公安委員会に上申するものとする。

イ 不正受験者に対する受験停止期間の量定は、受験停止期間の量定基準（別表第3）によるものとする。

ウ 運転免許課長は、受験停止期間又は合格決定の取消しが決定したときは、次により不正受験者に対し県規則第32条の運転免許試験合格の取消通知書（ア）及び（イ）において「通知書」という。）を交付して合格の取消しの執行を行うものとする。

（ア）不正受験者が運転免許証の交付を受けている者であるときは、通知書を交付し、当該不正受験者に請書（別記様式第45号）及び当該運転免許証を提出させるものとする。

（イ）不正受験者が運転免許証の交付を受けていない者であるときは、通知書を交付し、当該不正受験者に請書を提出させるものとする。

エ 運転免許課長は、処分事由、執行年月日等を不正受験取扱台帳（別記様式

第46号)に記載し、整理しておくものとする。

(4) 運転免許課長による処分措置

ア 試験官は、不正受験者による不正行為を認めたときは、警告及び制止を行うとともに、当該不正受験者を試験会場から排除し、その状況等を速やかに運転免許課長に報告しなければならない。

イ 運転免許課長は、試験会場から排除された不正受験者の不正行為の内容を精査し、受験停止の必要がないと判断した場合は、その状況を明らかにしておかなければならない。

2 無資格受験者に対する措置

運転免許課長は、試験の合格発表後において法第88条及び第96条から第96条の3までに規定する受験資格を欠く者であることが判明したときは、運転免許試験合格無効宣言(別記様式第47号)により運転免許試験合格無効の宣言を行うものとする。この場合において、その者に対しては、運転免許試験合格無効宣言通知書(別記様式第48号)を交付するものとする。

3 棄権の取扱い

受験者が次のいずれかに該当するときは、受験の機会を棄権したものとみなして処理することができる。

(1) 試験の開始時刻に試験会場又は指定された場所に集合しないとき。

(2) 試験の一部を拒否し、又は試験中に途中退場したとき。

(3) 試験当日の試験事務終了時まで、所定の手続を執らないとき。

第13 外国運転免許に係る試験の一部免除の事務の取扱い

外国運転免許に係る試験の一部免除の事務は、次により行うものとする。

1 確認の場所

宮城県内に住所地を有し、本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許(以下「外国運転免許証」という。)を有する者が、法第97条の2第3項及び令第34条の4の規定により第一種運転免許の試験の一部免除を受けようとするときの申請は、県免許センターにおいて取り扱うものとする。

2 申請書の受理

(1) 日本の免許に切り替えるための条件

ア 取得した外国運転免許証が有効であること。

イ 外国運転免許証を取得した日から通算して3月以上その国に滞在していたことを証明することができること。

(2) 申請書受理時に審査する書類等

ア 日本の運転免許証又は住民票の写し

イ 旅券等の滞在期間を証明する書類

ウ 外国運転免許証

エ 外国運転免許証の翻訳文(在外日本公館の長、在本邦外国公館、一般社団法人日本自動車連盟等において作成されたものをいう。)

オ その他必要により外国運転免許証を所持していたことを証明する書類等

(3) 申請書受理時の留意事項

ア 受験資格の確認

申請者の受験資格等については、前記(2)の書類及び口頭による確認により、免許を取得することができる年齢に達している者か、免許の欠格期間中の者でないか、二重に免許を受けようとする者でないか、及び大型免許、中型免許又はけん引免許の試験を受けようとする者が普通免許等を受けている者かを確認し、外国運転免許証の一部試験免除申請調査表（別記様式第49号）に記載するものとする。

イ 外国運転免許証の点検

提示された外国運転免許証の様式、偽造又は変造の有無、有効期間が満了していないか等の点検を確実に行うものとする。

3 自動車等の運転に支障がないことの確認

(1) 自動車等の運転に関する経歴に関する質問

申請者に対し本邦の免許を受けていたことがあるか等その者の自動車等の運転に関する質問を行うものとする。

(2) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問

ア 前記(1)の質問を終了した者に対し法令で定める道路の交通の方法その他自動車等の運転について必要な知識に関する質問を行うものとする。

イ 前記アの質問は、日本語又は外国語による質問文を付した自動車等の運転について必要な知識に関する絵図面等による10問で行うものとする。

(3) 自動車等の運転に関する実技

ア 前記(2)の質問について、正解が10問中7問以上であった者に対し自動車等の運転に関する実技を行うものとする。

イ 実技については、技能試験官が試験コース内において確認するものとし、確認結果は実技成績表（外免切替え）（別記様式第50号）に記載するものとする。

(4) 確認日の指定

運転免許課長は、当日に自動車等の運転に支障がないことの確認が困難である場合は、確認日を指定して行うことができる。

4 確認合格者に対する処理

(1) 前記3-(3)-イの規定による確認により合格した者については、外国運転免許証一部試験免除報告書（別記様式第51号）を作成して運転免許課長に報告するものとする。

(2) 申請者が有する外国運転免許証の条件の有無にかかわらず、適性試験の結果、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認められるときは、必要な限度において、運転することができる自動車等の種類を限定し、その他必要な条件を付すものとする。

5 試験の一部免除台帳の作成

外国運転免許証による試験の一部免除の免許申請を取り扱ったときは、外国運転免許証による試験の一部免除台帳（別記様式第52号）に記載して整理するものとする。

6 不正に取得された外国運転免許証に関する通報

外国運転免許証が不正に取得されたものであることなどを理由に、試験の一部免除をしなかったときは、不正外国運転免許証等通報書（別記様式第53号）により、当該外国運転免許証に係る事項、当該申請者及び試験の一部免除を行わなかった理由を警察庁及び関係都道府県警察へ速やかに通報するものとする。

第14 運転免許課員の応援派遣要請

気仙沼警察署長は、重大事件・事故の発生等で警察署員が試験を行うことが困難であると認めたときは、運転免許課長に運転免許課員の派遣を要請することができる。

第15 試験結果の情報提供

学科試験及び技能試験の結果の情報提供については、「開示請求によらずに即日提供を行うことができる保有個人情報事務取扱要領の制定について（通達）」（令和5年3月24日付け宮本総第351号）の規定に基づき行うものとする。

なお、当該情報提供の受付時間及び方法は、次のとおりとする。

1 受付時間

合格発表した時から午後4時30分までの間とする。

2 情報提供の方法

受験票がある場合は受験番号の右側の備考欄に、受験票がない場合はメモ用紙に得点を記載し交付する方法によるものとし、電話、電子メール等による受付は行わないものとする。

別表第1

運 転 免 許 試 験 日 割 表

1 県免許センター

免許の種類		曜 日		月		火		水		木		金	
		学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能		
第 二 種	大 型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中 型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	普 通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	けん引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大型特殊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 一 種	大 型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中 型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	準 中 型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	普 通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	けん引		○		○		○		○		○		○
	大型特殊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	二輪(大) (事前審査)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	二輪(普・小)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	小型特殊	○		○		○		○		○		○	
原 付	○		○		○		○		○		○		
仮 免 許		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 ○印は、試験を行う日とし、当日が休日に該当する場合は、全ての試験を行わない。

- 2 学科試験の受付時間は、原則として午前8時30分から午前9時までの間とする。
- 3 技能試験の受付時間は、原則として午前9時00分から午前9時30分までの間とする。ただし、普通仮免許及び準中型仮免許の技能試験については、午後1時から午後1時30分までの間とする。

2 石巻免許センター、古川免許センター及び仙南免許センター

免許の種類		曜 日		月		火		水		木		金	
		学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能	学 科	技 能		
第 二 種	大 型	○		○		○		○		○		○	
	中 型	○		○		○		○		○		○	
	普 通	○		○		○		○		○		○	
第 一 種	大 型	○		○		○		○		○		○	
	中 型	○		○		○		○		○		○	
	準 中 型	○		○		○		○		○		○	
	普 通	○		○		○		○		○		○	
	大型特殊	○		○		○		○		○		○	
種	二 輪	○		○		○		○		○		○	
	小型特殊	○		○		○		○		○		○	
	原 付	○		○		○		○		○		○	
仮 免 許		○		○		○		○		○		○	

- 注1 学科試験は、技能試験を伴わないものに限る。
- 2 ○印は、試験を行う日とし、当日が休日に該当する場合は、全ての試験を行わない。
- 3 試験の受付時間は、原則として午前8時30分から午前9時00分までの間とする。

3 気仙沼警察署

免許の種類		曜日		月		火		水		木		金	
		学科	技能										
第二種	大型							○					
	中型							○					
	普通							○					
第一種	大型							○					
	中型							○					
	準中型							○					
	普通							○					
	大型特殊							○					
	二輪							○					
種	小型特殊							○					
	原付							○					

注1 学科試験は、技能試験を伴わないものに限る。

2 ○印は、試験を行う日とし、当日が休日に該当する場合は、全ての試験を行わない。

3 試験の受付時間は、原則として午前8時30分から午前9時00分までの間とする。

別表第 2

適 性 試 験 実 施 要 領

科 目	実 施 要 領																																																												
1 運動	被検査者の姿勢及び歩行状態を観察し、四肢体幹の欠陥があるかどうかを検査する。																																																												
2 視力	<p>(1) 最終的に不合格者を決定する場合は、万国式試視力表により行うこと。</p> <p>(2) 眼鏡を使用している者については、初めに裸眼による視力検査を行い、下位の免許の合格基準に適合するかどうかを検査すること。ただし、コンタクトレンズを使用している者については、裸眼の検査を省略すること。</p> <p>(3) 合格基準</p> <p>ア 中型（8 t）・準中型（5 t）・普通・普通仮・大特・大自二・普自二免許</p> <table border="1" data-bbox="491 696 1449 954"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合 格</th> <th>合 格</th> <th>不 合 格 注 1</th> <th>不 合 格 注 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左(右)眼</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> <td>0～0.2</td> <td>0～0.2</td> </tr> <tr> <td>右(左)眼</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>両 眼</td> <td>測定省略</td> <td>0.7</td> <td>測定省略</td> <td>測定省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 いずれかの眼が、0.3に満たないで、かつ、他眼の視力も0.7に満たないので不合格となる。</p> <p>2 いずれかの眼が、0.3に満たないが、他眼の視力が0.7である場合、視野検査が基準に達すれば合格となる。</p> <p>イ 大型・大型仮・中型・中型仮・準中型仮免・けん引・第二種免許</p> <table border="1" data-bbox="491 1167 1449 1424"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合 格</th> <th>合 格</th> <th>不 合 格 注 1</th> <th>不 合 格 注 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左(右)眼</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>右(左)眼</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> <td>0.8</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>両 眼</td> <td>測定省略</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 いずれかの眼が、0.5に満たないので不合格となる。</p> <p>2 一眼でそれぞれ0.5以上であるが、両眼で0.8に満たないので不合格となる。</p> <p>ウ 原付・小特免許</p> <table border="1" data-bbox="491 1581 1449 1839"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>合 格</th> <th>合 格</th> <th>不 合 格 注 1</th> <th>不 合 格 注 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左(右)眼</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>右(左)眼</td> <td>0.5</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>両 眼</td> <td>測定省略</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>測定省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 両眼で0.5に満たないので不合格となる。</p> <p>2 いずれかの視力が0であるが、他眼の視力が0.5である場合、視野検査が基準に達すれば合格となる。</p>	区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2	左(右)眼	0.7	0.3	0～0.2	0～0.2	右(左)眼	0.7	0.3	0.6	0.7	両 眼	測定省略	0.7	測定省略	測定省略	区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2	左(右)眼	0.8	0.5	0.4	0.5	右(左)眼	0.8	0.5	0.8	0.5	両 眼	測定省略	0.8	0.8	0.7	区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2	左(右)眼	0.5	0.1	0.1	0	右(左)眼	0.5	0.1	0.1	0.5	両 眼	測定省略	0.5	0.4	測定省略
区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2																																																									
左(右)眼	0.7	0.3	0～0.2	0～0.2																																																									
右(左)眼	0.7	0.3	0.6	0.7																																																									
両 眼	測定省略	0.7	測定省略	測定省略																																																									
区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2																																																									
左(右)眼	0.8	0.5	0.4	0.5																																																									
右(左)眼	0.8	0.5	0.8	0.5																																																									
両 眼	測定省略	0.8	0.8	0.7																																																									
区 分	合 格	合 格	不 合 格 注 1	不 合 格 注 2																																																									
左(右)眼	0.5	0.1	0.1	0																																																									
右(左)眼	0.5	0.1	0.1	0.5																																																									
両 眼	測定省略	0.5	0.4	測定省略																																																									

3 視野	<p>(1) 前記 2 - (3) - ア又はウに規定する各免許所持者でそれぞれ注 2 に該当するものを対象に実施すること。</p> <p>(2) 合格基準 いずれかの裸眼視力又は矯正視力が 0.7 (原付・小特は、0.5) 以上で、その眼の左右視野の合計が 150 度以上であること。</p>
4 深視力	<p>(1) 前記 2 - (3) - イに規定する各免許所持者に対し、三かん法による奥行知覚検査器で行うものとするが、視力が合格基準に達していても片目が乱視等で視力矯正のため眼鏡を使用し検査した者については、免許条件として、「眼鏡等 (普通車以下を除く。)」を付与すること。</p> <p>(2) 合格基準 前記 (1) の奥行知覚検査器により連続して 3 回検査を行い、その平均誤差が 2 センチメートル以下であること。</p>
5 聴力	<p>(1) 被検査者の氏名、生年月日等を確認し、その反応を見るなどの方法により検査すること。</p> <p>(2) 聴力、言語障害等で事前に適性相談を受けていない者については、別に定める運転適性相談等の実施要領に基づき検査を行い、付される免許の条件の内容について十分に説明すること。</p> <p>(3) 聴力試験は、保安基準に適合した普通乗用自動車を使用し、当該普通乗用自動車の 10 メートル先に被検査者を立たせ、警音器の短音及び長音 (90 デシベル) の聞き分けや回数を聞き分けたかどうかにより判断すること。</p> <p>(4) 全く耳が聞こえない者であっても、聴力補助伝達装置等の器具を使用することにより、合格基準に達する場合があるので、慎重に判断すること。</p> <p>(5) 聴覚障害者がワイドミラーの装着を条件として新たに免許を取得する場合や補聴器条件免許保有者が補聴器を使用せずに運転を希望する場合には、聴覚障害者標識を表示する条件の内容について十分に説明を行うこと。</p>
6 色彩識別能力検査	<p>(1) 厳格な意味の色盲検査をする必要はなく、赤色、青色及び黄色の見分けができればよい。 方法は、5 枚又は 6 枚の色紙のうちから赤色、青色及び黄色の色紙を選び出させて検査すること。</p> <p>(2) 赤色又は緑色の色弱者については、前記 (1) の規定による検査のほかに信号機の表示を利用するなどの方法により検査を行い判定すること。 この場合においては、点灯位置により色を記憶させないように配慮すること。</p>

別表第3

受験停止期間の量定基準

項目 \ 区分	不正行為の内容	受験停止日数等
虚偽申告	1 受験資格を偽って受験した者 2 免許事由を偽って受験した者	1年以内
身代わり受験	1 他人の名義で受験した者 2 身代わり受験を依頼した者	1年以内
カンニング	1 カンニングを目的とした用紙、装置等を所持していた者 2 他人の解答用紙をのぞき見した者 3 試験開始前に、自己の答案用紙等に書き込みを行った者	3月以内
その他	1 試験に関して試験官に金品を贈与し、又は贈与しようとした者 2 他人の解答用紙を窃取し、又はすり替える等の行為をした者	1年以内
	3 他人に解答を見せるなどした者	3月以内
	4 試験の進行に必要な指示に従わなかった者 5 酒気を帯びて受験し、又は受験しようとした者 6 正常な試験の進行を妨げることとなる行為をした者	1月以内

運転免許申請書(新規)

宮城県公安委員会 殿

受験番号

折り曲げないでください。

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。

資料区分	受検(事前なし) 23K1	受験 23	新規 24	無新 29	結新 26	受験年月日	年	月	日			
電算登録番号												
受けようとする免許の種類	大型 11	中型 18	準中型 19	普通 12	大特 13	大自二 51	普自二 52	自二(小) 53	小特 15	原付 16		
受けようとする免許の条件												
条件コード												
運転練習の方法	教習所コード	その他			外国免許切替	電話	携帯・自宅・その他					
		9922			9822		() -					
フリガナ												
氏名	氏 名											
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日			性別	男 1	女 2	年齢	歳	
本籍・国籍等												
住所	宮城県											
教習所卒業年月日	年 月 日			卒業教習所名								
認証番号①					暗証番号②							
※ 認証番号①は、面記載の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。 ※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。												
	なし	教習所卒	学科証明	教卒学科	失効3年	外免切替	拒否あけ	二輪経歴				
	00	01	02	03	08	09	10	年 月				
旧免許証番号								初心免除				
備考												

この線の下は電算処理します。記載しないでください。

登録内容確認欄

氏名・生年月日	氏 名 年 月 日																			
本籍・国籍等																				
住所																				
交付	年 月 日																			
免許の条件等	まで有効																			
免許証番号																				
免許年月日	第一種免許	二・小・原	その他																	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	有無	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小特	原付	大型二	中型二	普通二	大型二	中型二	普通二	大型二

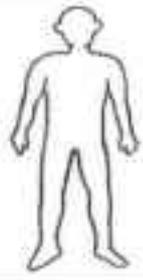
太枠内を確認してください。

登録審査官
合格受付
受験受付

適性試験	視力	区分	左	右	両	深	1回目	mm	視	左	°	色彩能力	適・否	試験官
		裸眼				視	2回目	mm		右	°	運動能力	適・否・裏面	
		矯正				力	3回目	mm		計	°	聴力	適・否	
						平均	mm		野					

別記様式第1号（裏）

<p>しけんちゆう ひつだんとう はいりよ きぼう 試験中などにおける筆談等の配慮を希望しますか。</p>	<p>は い ・ いいえ</p>
--	------------------

適性試験結果欄		
<p>右手</p> 	<p>左手</p> 	<p>免許の条件等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>人体</p> 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

別記様式第2号

質 問 票

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

-
- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）
を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。 はい いいえ
-
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部
が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 はい いいえ
-
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回
以上となったことがある。 はい いいえ
-
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3
日以上続けたことが3回以上ある。 はい いいえ
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けている
にもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。
-
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控える
よう助言を受けている。 はい いいえ

宮城県公安委員会 殿

年 月 日

上記のとおり回答します。

氏名 _____

(注意事項)

- 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
(運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。)
- 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。
- 提出しない場合は手続きができません。

運転免許申請書(併記)

宮城県公安委員会 殿

受験番号

折り曲げないでください。

本枠内をボールペンではっきりと記載してください。

資料区分	23K2	23	44	49	受験年月日	年	月	日									
電算登録番号																	
受けようとする免許の種類	大	中	準中	普通	大特	大自二	普自二	普自二(小)	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引	
受けようとする免許の条件	11	18	19	12	13	51	52	53	15	16	17	31	38	32	33	34	
新条件コード	付与・解除・変更																
運転練習の方法	教習所コード		その他		外国免許切替		電話		携帯・自宅・その他								
フリガナ	氏名																
氏名	氏名																
生年月日	正	2	3	4	年	月	日	性別	1	2	年齢	歳	初心免除				
教習所卒業年月日	年				月	日	卒業教習所名										
認証番号①	暗証番号②																
※ 認証番号1は、面記情報の認に用います。許証番号の中4桁(科目区分)が動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。 ※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。																	
試験免除の該当事由	なし	00	教習所卒	01	学科証明	02	教卒学科	03	同位免許	04	教卒同位	05	外免切替	09	特例取得免許等の有無		
特定失効区分	変更なし	やむを得ず失効										特定取消	0	1	2		
	0	1	2	A	5	6	B	8	9	C	備考						

<免許証コピー>

この線の下は電算処理します
記載しないでください。

登録内容確認欄

氏名・生年月日	年 月 日															
本籍・国籍等																
住所																
交付	年 月 日															
免許の条件等	まで有効															
第一種免許	年 月 日															
第二種免許	年 月 日															
有無	有無															
免許の種類	大	中	準中	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引二	

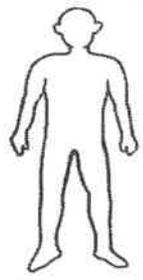
本枠内を確認してください。

登録審査官
合格受付
受験受付

適性試験	視力	左	右	両	深	1回目	mm	視	左	°	色彩能力	適・否	試験官
	裸眼				視	2回目	mm	右	°	運動能力	適・否・裏面		
	矯正				力	3回目	mm	計		聴力	適・否		
					力	平均	mm	野					

別記様式第3号（裏）

<p>しけんちゆう ひつだんとう はいりよ きぼう 試験中などにおける筆談等の配慮を希望しますか。</p>	<p>は い ・ いいえ</p>
--	------------------

適性試験結果欄		
<p>右手</p> 	<p>左手</p> 	<p>免許の条件等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
<p>人体</p> 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

別記様式第4号(表)

運転免許申請書(特別新規)

宮城県公安委員会 殿

折り曲げないでください。

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。

資料区分	特新 20		特無 25		受験番号											
絞り込み区分	1	2	3	4	5	6	7	8	写真貼付 (3.0×2.4cm) 無帽・無背景 正面上三分身 6か月内撮影							
変更する項目	本籍・国籍等、住所、氏名				申請(受験)年月日				年 月 日							
受けようとする免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	普自二ひ	小特	原付	けん引	大型二	中型二	普通二	大特二	けん引
受けようとする免許の条件	11	18	19	12	13	23	22	22	15	16	17	31	38	32	33	34
条件コード	付与・解除・変更															
フリガナ																
氏名																
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日					性別	男	女	電話				
	2	3	4							1	2					
本籍・国籍等																
住所																
失効日	年 月 日				二輪経歴3年以上				初心標識免除							
講習区分	優良	一般	初回	違反	高齢者	備考										
特定失効区分	やむを得ず失効				やむを得ず以外				特定取消				備考			
	6か月以内	6か月以上3年以内	3年以上	6か月以内	6か月以上3年以内	経歴										
	1	2・A	5	6・B	3	4	7	8・9・C								

<免許証コピー>

公安委員会

合格受付
受験受付

適性試験	視力	区分	左	右	両	深視力	1回目	mm	視野	左	右	計	運動能力	適・否・表面判定	適(解除)	適(変更)	適(付与)	試験官
		裸眼					2回目	mm										
		矯正メガネ					3回目	mm										
		コンタクト					平均	mm										

別記様式第4号(裏)

<small>しけんちゆう</small> 試験中などにおける <small>ひつだんとう</small> 筆談等の <small>はいりょ</small> 配慮を <small>きぼう</small> 希望しますか。	はい ・ いいえ
--	----------

適 性 試 験 結 果 欄		
右手 	左手 	免許の条件等
人体 		(Blank area for results)

運転免許申請書(特定取消)

宮城県公安委員会 殿

折り曲げないでください。

資料区分	特 20	特(他県) 20-00	特無 25	受験番号																							
変更する項目	本籍・国籍等、住所、氏名										申請(受験)年月日					年 月 日											
受けようとする免許の種類	大	中	特	普通	大	特	大	自	二	普	自	二	特	原	付	引	大	中	二	普	通	二	大	特	二	引	二
受けようとする免許の条件	11	18	19	12	13	51	52	53	15	16	17	31	38	32	33	34											
条件コード	付与・解除・変更																										
フリガナ																											
氏名	氏										名																
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日										性別	男	女	電話	携帯	自宅	その他							
本籍・国籍等																											
住所	宮城県																										
認証番号①											暗証番号②																

この紙を剥がし、写真を貼付してください。
写真
(3.0×2.4cm)
結核・背景正面上三分身6か月以内に撮影したもの

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。

※ 認証番号①は、券面記載情報の確認に使用します。免許証番号の中央4桁(赤色斜線部分)が自動設定されます。別番号を希望する場合は、任意の番号4桁を記載してください。

※ 暗証番号②は、券面に記載のない本国籍と顔写真情報の確認に使用します。本人しか知り得ない秘密の番号4桁を記載してください。

失効日	年 月 日			二輪経歴	年 月			初心免除
試験免除事由	6か月以内 0 6		3年以内 0 7		特定取消 1 5			備考
特定失効区分	やむを得ず失効		やむを得ず以外		特定取消			
	6か月以内 継続歴有	6月超3年以内 継続歴有	6月以内	6月超3年以内	継続歴有			
	1	2・A	5	6・B	3	4	7	8・9・C

<免許証コピー>

この線の下は電算処理します。記載しないでください。

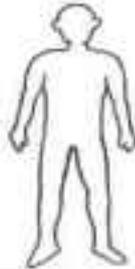
氏名・生年月日																登録審査官 合格受付 受験受付														
本籍・国籍等																														
住所																														
交付	年 月 日																													
まで有効																														
免許の条件等																														
免許年月日																														
第一種免許 その他	年	月	日	有無	大	中	準	普	大	大	自	二	普	自	二	特	原	付	引	大	中	二	普	通	二	大	特	二	引	二
第二種免許	年	月	日	免許の種類	大	中	準	普	大	大	自	二	普	自	二	特	原	付	引	大	中	二	普	通	二	大	特	二	引	二

太枠内をボールペンで記入してください。

登録内容確認欄

適性試験力	視	区分	左	右	両	深視力	1回目		mm	視野	左	°	色彩能力	適	否	試験官	
	裸眼				2回目			mm	右		°	運動能力		適	否		裏面
	矯正				3回目			mm	計		°			聴力	適		否
					平均			mm									

別記様式第5号（裏）

<small>しけんちゆう</small> 試験中		<small>ひつだんとう はいりよ きぼう</small> 筆談等の配慮を希望しますか。	はい・いいえ
適性試験結果欄			
右手 	左手 	免許の条件等 ----- ----- ----- -----	
人体 	----- ----- ----- -----		

運転免許申請書(仮免許)

受験番号

宮城県警察本部長 殿

折り曲げないでください。

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。

資料区分	受験(免許無し) 22-K1	受験(免許有り) 22-K2	22	受験年月日	年 月 日				
電算登録番号									
現在持っている 免許証 有り・無し	免許証番号								
	交付・番号	年 月 日							
受けようとする 免許の種類	有効年月日	年 月 日 まで有効							
	大型仮 中型仮 準中仮 普通仮	運転練習 の方法	教習所コード	その他					
受けようとする 免許の条件	01	08	09	02	9922				
試験免除の 該当事由	なし	教習所卒	学科証明	同位免許	再試験	失効6か月超	1年以内		
フリガナ									
氏名	氏						名		
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日	性別	男	女	年齢	歳
	2	3	4			1	2		
本籍・国籍等									
住所	宮城県								
連絡先電話番号	携帯・自宅・その他	() -							
教習所修了年月日	年 月 日			修了教習所名					

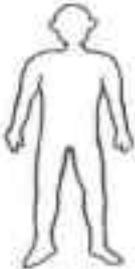
※ 申請前に必ず、別紙「質問票」へ必要事項を記載してください。

登録	センター受付	受付

適性試験	視力	区分	左	右	両	深視力	1回目	mm	視野	左	°	色彩能力	適	否	試験官		
		裸眼					視	2回目		mm	右		°	運動能力		適	否・裏面
		矯正					力	3回目		mm			°	聴力		適	否
								平均		mm							

別記様式第6号（裏）

<small>しけんちゆう</small> 試験中などにおける筆談等の配慮を希望しますか。	はい・いいえ
--	--------

適性試験結果欄		
右手 	左手 	免許の条件等 <hr/> <hr/> <hr/>
人体 		<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

限定解除審査申請書

宮城県公安委員会 殿

折り曲げないでください

資料区分	受験(事前なし) 23-K2	支 23	限定解 58-59	受験番号										
電算登録番号					受験年月日	年	月	日						
登録年月日・登録番号	年		月	日										
受けようとする免許の種類	大型 61	中型 71	準中型 72	普通 62	大特 64	大自二 67	普自二 68	けん引 65	大型二 63	中型二 70	普通二 60	その他 69		
運転練習の仕方	教習所コード		その他		電話	携帯・自宅・その他								
フリガナ			9922		()	-								
氏名	氏		名											
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	性別	男 1	女 2					
しけんちゅう ひつだんとう はいりょ きぼう 試験中などにおける筆談等の配慮を希望しますか。								はい・いいえ						

太枠内をボールペンではつきりと記載してください。

<免許証コピー>

新条件のコード	解除・変更									
試験免除の該当事由	なし	教習所修了								
	00	01								
修了指定教習所名										
修了年月日	年		月	日						
限定解除審査を受けようとする免許の条件										
免許の新条件										

登録審査官	登録	合格受付	受験受付

再試験受験申込書

受験番号

宮城県公安委員会 殿

折り曲げないでください。

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。

資料区分	再試験	合格	不合格	免許作成		申込年月日	年 月 日	
	27	73	94	B4	B6			
電算登録番号						携帯・自宅・その他	写真 (3.0×2.4cm) 無帽・無背景正面上 三分身6か月以内に 撮影したもの	
受けようとする 免許の種類	準中型	普通	大自二	普自二	原付	電話		
フリガナ	19	12	51	52	53	16		() -
氏名	氏 名					名		
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日		性別	男 女	
認証番号①						暗証番号②	下位免種の免許証を 受ける場合に記載	

処 置 欄	再試験日	年	月	日	再試験場所	2299	
	処分時間	時	再試験結果2	学科不合格	技能不合格	本籍・国籍等 コ ー ド	
	新条件コード						1 2
	新免許条件						

<免許証コピー>

この線の下は電算処理します。記載しないでください。

氏名・生年月日	年 月 日																			
本籍・国籍等																				
住所																				
交付	年 月 日																			
まで有効																				
免許の条件等																				
免許証番号																				
免許年月日	第一種免許	二・小・原 その他	年	月	日	有無	免許の種類	大型	中型	準中型	普通	大自二	普自二	小特	原付	大型引	中型二	普通二	大特二	大型引二
	第二種免許		年	月	日															

太枠内を確認してください。

登録内容確認欄

登録	審査官	登	合格	受付	受験	受

太枠内をボールペンではっきりと記載してください。
 ※ 裏面の赤線太枠内も忘れずに記載してください。

受験票 (成績証明書)		作成日	年 月 日			電算登録番号 シール貼付欄																
住所	宮城県					この紙を剥がし、写真 を貼付してください。 写 真 (3.0×2.4cm) 無帽・無背景正面上 三分身6か月以内に 撮影したもの 年 月 撮影																
フリガナ				性別	男・女																	
氏名	氏 名			生年月日	大・昭・平 年 月 日																	
				電話番号	携 帯			— —														
				自宅等	() —																	
受けようとする 免許の種類	大 型	大 型 仮 免	中 型	中 型 仮 免	準 中 型	準 中 仮 免	普 通	普 通 仮 免	大 特 引	大 人 型	中 型	普 通	大 特 引	大 特 引	自 引 二	自 引 二	自 引 二	小 特 付	原 付	限 定 解 除		
受けようとする 免許の条件									現に受けている免許	免許年月日	第一種免許	二・小・原	年 月 日									
											その他		年 月 日									
											第二種免許		年 月 日									
											現在取得している 免許を○で囲むこと。		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 引 二	普 自 引 二	小 特 付	大 特 引 二	中 型	普 通
免種 ()	年 月 日 仮免学科試験合格										確認印											
仮免許学科証明	年 月 日 まで有効 宮城県警察本部長																					
免種 ()	年 月 日 学科試験合格										確認印											
学科証明	年 月 日 まで有効 宮城県公安委員会																					
身分証明書確認欄	運転免許証・()カード・健康保険証・パスポート・学生証・その他 ()																					
回	受験日	受験番号	備 考		回	受験日	受験番号	備 考														
1					6																	
2					7																	
3					8																	
4					9																	
5					10																	

※ 学科・技能試験の得点の開示請求をすることができます。
 なお、開示請求をすることができる日は、受験した日のみで、合格発表した時から午後4時30分までの間に、受験票、運転免許証等を係員に提示して開示請求してください。

受験調査表

示された質問にお答えください。

運転免許の受験資格についてお尋ねします。該当する項目の□にレ印を付けてください。過去に違反・事故等の経歴がある方は、運転免許を取得後、拒否・事後取消・保留処分を受けることがあります(よくわからない方は係員にお申出ください。)

1 現在又は以前に運転免許証を持っていたことがありますか。
 持っていない ※(免許証番号)
 持っている (欠格期間 年 月 日～ 年 月 日)
 以前持っていた → その免許証は 取消しになった 有効期限が切れた (有効期限 年 月 日まで有効)

2 無免許運転又は無免許運転の唆しで取締り、取調べ又は指導を受けたことがありますか。
 ない
 ある (年 月 日頃、 警察署管内において) ※(欠格期間 年 月 日～ 年 月 日)
 無免許運転で取締りを受けた日から最低1年間(最高10年間)は免許を取得することができません。
 この期間中試験に合格しても運転免許が与えられない「拒否処分」になります。
 なお、拒否処分を受けると取消処分者講習受講後でなければ受験できなくなります。

3 運転免許の取消し、拒否又は国際運転免許の運転禁止処分を受けたことがありますか(現在有効な運転免許証をお持ちの方の記入は必要ありません。)
 ない 取消処分者講習を受講した。(年 月 日)
 ある → 取消処分者講習を受講していない。(年 月 日受講予定)
 再試験の取消処分 (年 月 日)

4 出生から現在まで氏名が変わったことがありますか。
 ない 変わった回数 回
 ある → フリガナ
 ※ 旧姓(名)は全て書いてください。 旧姓(名) (～ 年 月) (～ 年 月)

現在有効な運転免許証をお持ちの方のみお答えください。

5 交通違反や交通事故で、取消処分又は停止処分になるような点数になっていませんか。
 なっていない
 なっている (年 月 日頃 違反・事故)
 交通違反、交通事故等で違反点数が取消し又は停止の基準に該当する場合は、運転免許の取消処分又は試験に合格しても運転免許が与えられない「拒否処分」若しくは「保留処分」になります。
 以上のとおり相違ありません。
 過去に違反・事故等がある場合は、拒否・事後取消・保留処分になることも理解しました。
 年 月 日 氏名 (自署)

※ 受験時の注意事項

- ① 運転免許の取消し、拒否処分を受けている方は、その処分期間中でないこと(保留、停止処分を受けている場合は、その期間中でないこと。ただし、仮免許受験は除く。)
- ② 運転免許の取消し(再試験の取消処分を除く。)を受けた方、取消処分を受けないまま運転免許を失効した方又は拒否処分を受けている方は、1年以内に取消処分者講習を受講していること。

※ 各証明書等の有効期間

各種証明書	有効期間
修了証明書	修了検定に合格した日から3か月間
卒業証明書	卒業検定に合格した日から1年間
取消処分者講習終了証書	講習を終了した日の翌日から1年間
原付講習終了証明書	講習を終了した日から1年間
路上練習申告書	受験3か月以内5日以上10時間以上

※ 窓口確認

確認日	①	②	③	④	⑤
確認者					
確認日	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
確認者					

確認日の○数字は、表面回数の受験日に同じ。

路 上 練 習 申 告 書

年 月 日

申 告 者	
-------	--

次のとおり路上練習を行ったので申告します。

練習日時	練習場所	同 乗 指 導 者		
		氏 名	生年月日	所持免許・取得年月日
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----
月 日 時～ 時				-----

注意事項

- 1 この申告書は、過去3か月以内に5日以上かつ10時間以上路上練習をしたことを申告するためのものです。
- 2 練習場所の欄は、「〇〇市〇〇町」等と主な場所を記載してください。
- 3 同乗指導者の欄の生年月日は「昭〇〇、〇〇、〇〇」等と、所持免許は「大型一種・普通二種」等と簡略に記載するとともに、取得年月日も忘れずに記載してください。
- 4 太枠内は、同乗指導者にその都度、確実に記載してもらい、「〃」、「同上」等といった記載の方法はしないでください。
- 5 記載は、ボールペン、サインペン等で行ってください。

年 月 日

殿

係

(官職) (氏名)

運転免許試験免除に関する調査書

申請者	本籍・国籍等 住 所 氏 名 生 年 月 日 年 月 日生(歳)
免除理由	(1) 病 気 (2) 身柄拘束 (3) 慣習緊急 (4) 渡 航 (5) 災 害 (6) そ の 他
免除車種	
免除科目	(1) 学科試験 (2) 技能試験
備 考	

教 示 事 項

この処分（運転免許交付処分）に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

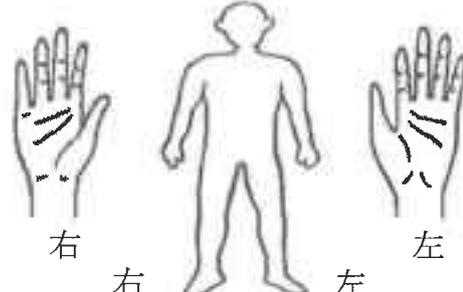
殿

申請者住所

申請者氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

運 転 適 性 診 断 申 請 書 (運動能力)

希望する免許の種類	免 許	
現に受けている免許	免許証番号	第 号
	免許の種類	
	免許の条件等	
障 害 の 部 位	<p>身体障害 種 級</p> <p>身長 cm</p>  <p>右 右 左</p>	

診 断 結 果 に 基 づ く 免 許 の 条 件 等

受理番号	第 号
<p>診断年月日 年 月 日</p> <p>診断取扱者</p>	
<p>診断の結果、上記のとおりである。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

別記様式第14号

運転適性診断処理票

取扱年月日		年 月 日 取扱番号 第 号
申請者	住所	
	氏名・性別	性別（男・女）
	生年月日	年 月 日（ 歳）
現有免許		免許 公安委員会 年 月 日交付
身障の原因		交通事故・けが・病状 ^ひ 麻痺・その他（ ）
身障者手帳		都・道・府 種 級 県・市 年 月 日 交付
身体障害の 状 態		
障害の部位 及び程度		
希望する免許		
入校希望校		
試験車両		

運 転 能 力 の 状 況

ハ ン ド ル	握るだけの力があるか。					
	円滑に回すことができるか。					
ブ レ ー キ	左右指根部で早く強く踏むことができるか。					
	静かに適当な強さに踏むことができるか。					
	身体全体の動作に頼らなくてもよいか。					
	二輪の前ブレーキを操作できるか（二輪車限定）。					
ク ラ ッ チ	左右指根部で確実に切れるか。					
	足首、膝の屈伸によって操作できるか。					
	二輪のクラッチレバーが操作できるか（二輪車限定）。					
チェンジレバー	左手で正しく操作できるか。					
	右手で正しく操作できるか。					
	二輪のチェンジペダルが操作できるか（二輪車限定）。					
ハンドブレーキ	左手で引き、解くことができるか。					
	右手で引き、解くことができるか。					
ア ク セ ル	右足のかかとを床板に安定でき足首の屈伸によってできるか。					
	二輪の場合、グリップを操作できるか（二輪車限定）。					
補 装 具 使 用	上肢（左・右） 下肢（左・右）の機能を補う装具使用					
	義手使用（左・右）		義足使用（左・右）			
反 応 時 間	秒	踏力	kg	握 力	左 右	
診 断 結 果 免 許 条 件						
取 扱 者	年 月 日 取扱者					
備 考						

注 適は○で、否は×で表し総合判断すること。

年 月 日

殿

申請者住所

申請者氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

運 転 適 性 診 断 申 請 書 (聴力)

希望する免許の種類	免 許	
現に受けている免許	免許証番号	第 号
	免許の種類	
	免許の条件等	
障 害 の 部 位	身体障害 種 級	

診 断 結 果 に 基 づ く 免 許 の 条 件 等

	受理番号	第 号
診断年月日 年 月 日 診断取扱者		
診断の結果、上記のとおりである。		
年 月 日	印	

別記様式第17号 (表)

運転適性診断処理票 (聴力)

		受験番号	第	号
適性相談内容	相談年月日	. 年 月 日		
	申請者氏名			
	現有免許	免許		
		公安委員会 年 月 日交付		
	身体障害の原因			
	身体障害手帳			
	障害の状態			
	希望する免許			
	入校希望			
診断結果	診断内容 (該当する項目を○で囲む。)	[補聴器・聴力補助振動伝達装置] を [使用・不使用] で [自動車・聴力検査器] の前方 10 m先に後ろ向きに立たせて検査した結果、[警音器・聴力検査器] の長短音及び回数音を ・ 聞き分けた。 ・ 聞き分けられなかった。		
	免許条件 (該当する項目を○で囲む。)	・ 補聴器使用 ・ 聴力補助振動伝達装置 ・ 条件なし		
	診断者名			
	補助診断者名			
備考				

別記様式第17号（裏）

運 転 適 性 診 断 （ 聴 力 ） 状 況

○ [警音器・聴力検査器] の長短音の確認

第1回目 [長 音 ・ 短 音]

第2回目 [長 音 ・ 短 音]

第3回目 [長 音 ・ 短 音]

○ [警音器・聴力検査器] の回数音の確認

第1回目 [回]

第2回目 [回]

第3回目 [回]

① 申請日	年	月	日
フリガナ			
② 氏名	(氏)	(名)	
③ 免許の種類	受験番号		

記入上の注意事項

- この答案用紙を折ったり巻いたりしないこと。
- ①から⑫まで正しく記入すること。
- マークは鉛筆(HB)又はシャープペンで濃くはっきり記入すること。

良い例 悪い例

※鉛筆、シャープペン以外は使用禁止

受験上の注意事項

- 不正行為の禁止
- 問題用紙の取扱い
- 答案用紙の取扱い
- 質問の方法
- 所要時間
- 退室の方法
- 発表時間
- 合格手続

④	電算登録番号	十万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
⑤	受験番号	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		⑥	受験種別	第1種	第2種	仮免							
⑦	受験区分	大型	中型	普通	大特	大自二	自二	普通	小特	原付			
⑧	生年月日	元号	昭和		平成								
		年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		月	0	1									
		日	0	1	2	3							
		⑨	性別	男	女								
⑩	指示番号	万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
⑪	パターン	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		⑫	解答欄										

1問	正	誤	24問	正	誤	47問	正	誤	69問	正	誤
2問	正	誤	25問	正	誤	48問	正	誤	70問	正	誤
3問	正	誤	26問	正	誤	49問	正	誤	71問	正	誤
4問	正	誤	27問	正	誤	50問	正	誤	72問	正	誤
5問	正	誤	28問	正	誤	51問	正	誤	73問	正	誤
6問	正	誤	29問	正	誤	52問	正	誤	74問	正	誤
7問	正	誤	30問	正	誤	53問	正	誤	75問	正	誤
8問	正	誤	31問	正	誤	54問	正	誤	76問	正	誤
9問	正	誤	32問	正	誤	55問	正	誤	77問	正	誤
10問	正	誤	33問	正	誤	56問	正	誤	78問	正	誤
11問	正	誤	34問	正	誤	57問	正	誤	79問	正	誤
12問	正	誤	35問	正	誤	58問	正	誤	80問	正	誤
13問	正	誤	36問	正	誤	59問	正	誤	81問	正	誤
14問	正	誤	37問	正	誤	60問	正	誤	82問	正	誤
15問	正	誤	38問	正	誤	61問	正	誤	83問	正	誤
16問	正	誤	39問	正	誤	62問	正	誤	84問	正	誤
17問	正	誤	40問	正	誤	63問	正	誤	85問	正	誤
18問	正	誤	41問	正	誤	64問	正	誤	86問	正	誤
19問	正	誤	42問	正	誤	65問	正	誤	87問	正	誤
20問	正	誤	43問	正	誤	66問	正	誤	88問	正	誤
21問	正	誤	44問	正	誤	67問	正	誤	89問	正	誤
22問	正	誤	45問	正	誤	68問	正	誤	90問	正	誤
23問	正	誤	46問	正	誤						

イラスト問題											
	(1)	(2)	(3)		(1)	(2)	(3)				
47(91)問	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤			
48(92)問	正	誤	正	誤	正	誤	正	誤			
					93問	正	誤	正	誤		
					94問	正	誤	正	誤		
					95問	正	誤	正	誤		

記入しないで下さい

試 験 車 両 持 込 申 請 書

		年 月 日
宮城県公安委員会 殿		
		申 請 者 住 所
		氏 名 生年月日 年 月 日生(歳)
試験車両持込理由		
持 込 車 両	車 種 ・ 車 名	
	年 式 ・ 型 式	
	登 録 番 号	
	限 定 解 除 内 容	義 手 義 足 A.T車両 アクセセル・ブレーキ手動装置 その他
	車 両 総 重 量	kg
身体障害者審査年 月日及び取扱番号		
備 考		

(場内) 技能試験成績表

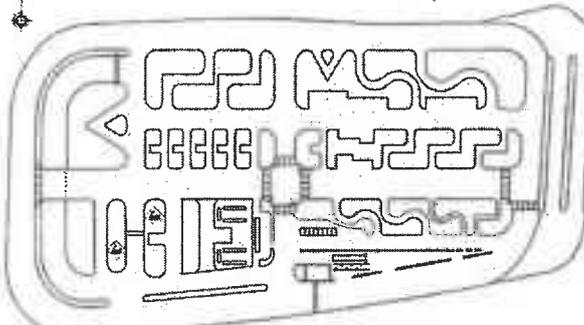
① 申請日	年	月	日
フリガナ			
② 氏名	()	()	()
③ 受験種	受験番号		

記入上の注意事項

- この成績表を折ったり巻いたりしないこと。
- 太枠内①から⑩まで正しく記入すること。
- マークは鉛筆(HB)で濃くはっきり記入すること。

良い例 悪い例

④ 受験者番号	十万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
⑤ 受験番号	十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	⑥ 受験種別	特2	けん引型	大特	けん引	大型	型板	準中板	仮			
	⑦ 受験区分号	元	昭和	平成								
⑧ 生年月日	年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	日	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
⑨ 性別	男	女										
⑩ 試験コース	1	2	3	4	5	6	7	8	9			



試験結果	合格	不合格	中止
得点	100 - () =		
判定	合格	不合格	

逆行大	発進不能	脱輪大	接触大	暴走	安全地帯等
後車妨害	通過不能	進行妨害	一時不停止	右側通行	安全間隔
踏切不停止	信号	割込み	安全義務		減点超過
試験官補助	追越し	横断等禁止			
	指示違反				

減点項目	減点数	20	10	5
安全措置			措置(帯)	措置(ドア・鏡・ギヤ・手B・B・A変速機具) 四輪姿勢(席・正対)
運転姿勢			特別減点	特別減点
発進	逆行中		逆行小	Aむら(急発・ノック・空転) エンスト 片手運転
速度維持			課題(区間) 課題外	
合図			不確認(発進・後退・周囲・巻き込み・変更・交差点・後方・踏切・脇見・降車・振出)	発進合図(しない・続・もどし) 変更合図(しない・続・もどし・不適) 右左折合図(しない・続・もどし・不適)
安全不確認				
制動	速過ぎ大(速い・カーブ)		速過ぎ小(速い・カーブ)	エンブレ(坂) クリーブ
操向	ふらつき大(S・半)		急ハンドル、ふらつき小(S・半)	切り直し 踏切の直前(S・半・二回) 停止位置(前・後)巻き込み(二輪・車)
車体感覚	側方間隔(移・可・不・前)、脱輪中、接触小			通行帯(右端・区分・線)
通行区分				狭路変更(しない・離・遅・右振) 交差点変更(左しない・左遅・右振・右しない・右遅・右離・左振)
進路変更			変更禁止(みだり・標示)	交差点内(左大回・右斜・右外・標示)
直進、右左折	徐行(右左折・優先路・広路・標識・見通・角・頂・坂) 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信号)		安全速度、方向別通行 優先判断(左方・優先路・広路・右折・一歩)	
歩行者保護等			泥はね運転	
最高速度	合図車妨害(進路・パス)		警音器、急ブレーキ、車間距離、警報	踏切内変速、駐車位置(手B・スイッチ・ギヤ・機具)
踏切通過	速度超過			駐車方法(縦・平行)
減点小計				

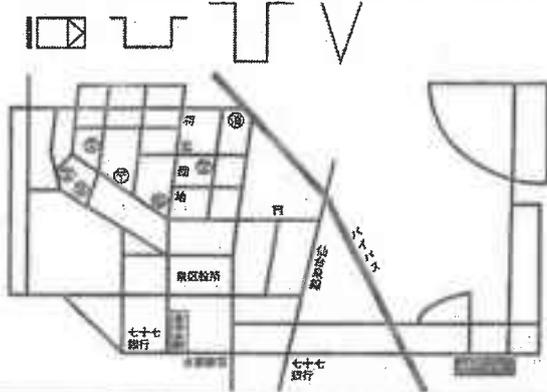
(路上) 技能試験成績表

① 申請日	年	月	日
フリガナ			
② 氏名 (氏)	(名)		
③ 受験種	受験番号		

記入上の注意事項

- この成績表を折ったり巻いたりしないこと。
- 太枠内①から⑩まで正しく記入すること。
- マークは鉛筆(HB)で濃くはっきり記入すること。

良い例 悪い例



4	受験者番号	十万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	受験番号	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		一	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
		6	受験種別	大型2 中型2 大型 中型 普通								
7	受験区分	学科免除 学科証明 本日学科合格 再受験										
8	生年月日	元号	昭和	平成								
		年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		日	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		性別	男	女								
9	受験コース	1	2	3	4	5	6	7	8	9		

100-() =	合格	不合格	中止	試験結果	得点判	百位	0	1								
						十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
						一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
						定	合	格								

逆行大	発進不能	脱輪大	接触大	暴走	ふらつき大
後車妨害	通過不能	進行妨害	一時不停止	右側通行	安全地帯等
踏切不停止	信号	割込み	安全義務	歩行者保護	安全間隔
試験官補助	追越し	横断等禁止	通行禁止	減点超過	
	指示違反				

減点項目	20	10	5
安全措置 運転姿勢		措置(帯)	措置(ドア・鏡・キヤ・手B・B・A変速) 四輪姿勢(席・正対・腕・上体・足)
発進	逆行中	逆行小 特別減点 エンスト(路上) 発進手間どり (路上)	特別減点 Aむら(急発・ ノック・空転) エンスト(場内) 発進手間どり(場内)
速度維持		課題(区間)	課題外
合図 安全不確認		不確認(発進・後退・周回・巻き込み・変更・ 交差点・後方・踏切・脇見・降車・ 振出)	発進合図(しない・続 もどし) 変更合図(しない・続 もどし・不適) 右左折合図(しない・ 続・もどし・不適)
制動	速過ぎ大(速い・カーブ)	クリープ(路上) 速過ぎ小(速い・カーブ)	エンブレ(坂) クリープ(場内) エンブレ(断・前後) ブレーキ(構・断・ 待・停車・円)
操向		切り返し(路上)、急ハンドル ふらつき小(S・半)	切り返し(場内)
車体感覚	脱輪中(場内)、接触小(場内) 側方間隔(構・可・不・前)	巻き込み(二輪・隣)、脱輪小(路上)	停止位置(線・前・後)、脱輪小(場内)
通行区分	路側帯	通行帯(右端・区分・線・速) 追いつかれ(増速・避譲) バス優先(人・出)	
進路変更	変更禁止(みだり・標示)	交差点変更(左しない・左遅・右振 右しない・右遅・右離・)	
直進、右左折等	徐行(右左折・優先路・広路・標識・見通・ 角・頂・坂)方向別通行 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信号) 優先判断(左方・優先路・広路・右折・一停)	安全速度 課題不履行(指・直・転)	交差点内(左大回 右斜 右外・標示)
歩行者保護等	横断者保護(直前速度・追抜き・安地) 緊急車妨害、合図車妨害(進路・バス) 速度超過、駐停車違反	泥はね運転 警音器、急ブレーキ、車両距離、警報 車間距離(急・遅・遅)、緊急回避、駐停車違反	踏切内変速、駐車措置(手B・スイッチ・ キヤ)
減点小計			

(自二) 技能試験成績表

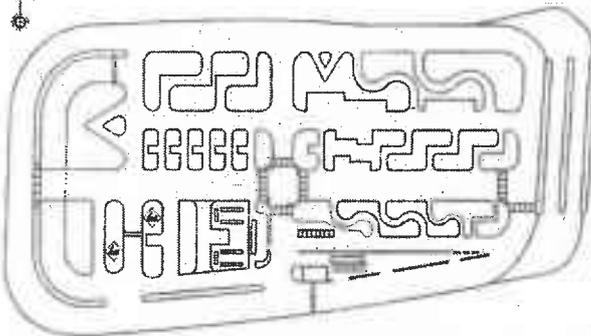
① 申請日	年	月	日
フリガナ			
② 氏名	(氏)	(名)	
③ 受験種免	受験番号		

記入上の注意事項

- この成績表を折ったり巻いたりしないこと。
- 太枠内①から⑩まで正しく記入すること。
- マークは鉛筆(HB)で濃くはつきり記入すること。

良い例 悪い例

4	受験者番号	十万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		万位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	受験番号	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		一位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6	受験種別	大自 二	普通 二小	AT	普通							
7	受験区分号	学科免	学科証明	本日学科合格								
8	生年月日	元号										
		年	0	1	2	3	4	5	6			
		月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		日	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9	性別	男	女									
10	試験コース	1	2	3	4	5	6	7	8	9		



試験結果	得点	百位	0	1								
		十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		一位	0	1	2	3	4	5				
判定	合格	不合格										

逆行大	発進不能	到達不能	区間超過	暴走	安全地帯等
転倒	通過不能	脱輪大	接触大	右側通行	安全間隔
後車妨害	信号	進行妨害	一時不停止	安全義務	減点超過
踏切不停止	追越し	割込み	安全義務		
試験官補助	指示違反	横断等禁止			

減点項目	20	10	5
安全措置		二輪姿勢(席・ひざ・足・手・指・ひじ 着座・立ち姿勢・着座姿勢)	措置(鏡・スタンド・ギヤ)
運転姿勢		特別減点	特別減点 A心(呼吸・ ノック・空転 インスト 両腕手離し)
発進	逆行中	逆行小	(台) (連)
速度維持		課題(区間・急停止) 課題外	指定時間過不足
合図 安全不確認		不確認(発進・変更・交差点・後方・ 踏切・脇見)	発進合図(しない・疑・ もどし) 変更合図(しない・ 疑・もどし・不適) 右左折合図(しない・ 疑・もどし・不適)
制動	速過ぎ大(速い・カーブ)	速過ぎ小(速い・カーブ・波)	エンブレ(坂) エンブレ(断・前後) ブレーキ(構・断・ 待・支・不円滑)
操向	ふらつき大(S・半)	急ハンドル(バンク・接地) ふらつき小(S・半・バランス)	バランス 曲・屈
車体感覚	側方間隔(移・可・不・前)、接触小		停止位置(線・前・後)、距離小
通行区分			通行帯(右端・区分・線)
進路変更		変更禁止(みだり・標示)	狭路変更(しない・離・遅・右振) 交差点変更(左しない・左遅・右振・ 二輪離・右しない・右遅・右離・左振)
直進、右左折	徐行(右左折・優先路・広路・標識・見通・ 角・頂・坂) 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信号)	安全速度、方向別通行 優先判断(左方・優先路・広路・右折・一停)	交差点内(左大回・右斜・右外・標示)
歩行者保護等		泥はね運転	
最高速度 踏切通過	合図車妨害(進路・パス) 速度超過	警音器、急ブレーキ、車間距離	踏切内変速、駐車措置(スイッチ) 駐車方法(縦・平行)
減点小計			

免種別初心運転者再試験処理解簿

番号	再試験No.	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所	備考
免許証番号		照会番号	再試験免種	免許取得年月日	運転練習	違反名	違反車両
交付年月日						事故名	累積点数
初心配達証明受領日		再試験理由	配達証明受領日	再試験の受験結果		試験の有無	
初心中止年月日				合格・不合格			
番号	再試験No.	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所	備考
免許証番号		照会番号	再試験免種	免許取得年月日	運転練習	違反名	違反車両
交付年月日						事故名	累積点数
初心配達証明受領日		再試験理由	配達証明受領日	再試験の受験結果		試験の有無	
初心中止年月日				合格・不合格			
番号	再試験No.	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所	備考
免許証番号		照会番号	再試験免種	免許取得年月日	運転練習	違反名	違反車両
交付年月日						事故名	累積点数
初心配達証明受領日		再試験理由	配達証明受領日	再試験の受験結果		試験の有無	
初心中止年月日				合格・不合格			
番号	再試験No.	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所	備考
免許証番号		照会番号	再試験免種	免許取得年月日	運転練習	違反名	違反車両
交付年月日						事故名	累積点数
初心配達証明受領日		再試験理由	配達証明受領日	再試験の受験結果		試験の有無	
初心中止年月日				合格・不合格			
番号	再試験No.	氏名	呼び名	生年月日	性別	住所	備考

別記様式第31号

再 試 験 通 知 簿

番 号	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 年 齡
再 試 験 を 行 う 理 由	違反（ ）により □免許取得後の □初心運転者講習終了後の 合計点数が 点に達したため。
再試験該当免種	
通知書の発送	
通知書の到達	
到達しない理由	
備 考	(免許証番号)
	(交 付 日) (照会番号)
	(有 効 日)

試 験 移 送 通 知 書

公安委員会 殿

宮城県公安委員会

道路交通法第100条の3第1項の規定により、次の者について試験移送通知をする。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
免許証の番号	
交付年月日	年 月 日
免許の種別	
取得年月日	年 月 日
再試験をしようとする理由	
備 考	
	整理番号 <input type="text"/>

第 号

年 月 日

意見の聴取通知書

住所

殿

宮城県公安委員会

道路交通法第104条の2の2第6項において準用する道路交通法第104条第1項の規定に基づき、あなたに対する下記の理由による処分に係る意見の聴取を下記により行いますから出頭されるよう通知します。

記

意見の聴取日時	
意見の聴取場所	
処分をしようとする理由	

備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

2 あなたが、代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選定し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたの意見の聴取に関する一切の行為を委任する旨を記載した文書を提出してください。

3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

宮城県公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄域内に住所を有する下記の者に対し免許の取消しを行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	年 月 日生
運転免許の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付
処分の理由	
備 考	

別記様式第38号

再試験に係る行政処分処理票 (乙)				
聴 聞	回数	通知年月日	通 知 方 法	出 頭 の 有 無
	1回		<input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/> 出頭 <input type="checkbox"/> 不出頭 <input type="checkbox"/> 所在不明
	2回			
	3回			
処分決定	<input type="checkbox"/> 取消し <input type="checkbox"/> その他()			
処分手配 (登録)	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無			
処分通知	発	年月日	年	月 日
		通知先		
	受	年月日	年	月 日
		通知先		
処分執行	出頭通知	年 月 日	出頭場所	
	執 行	年 月 日	執行場所	
登録票	作 成	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登 録	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済
備 考				

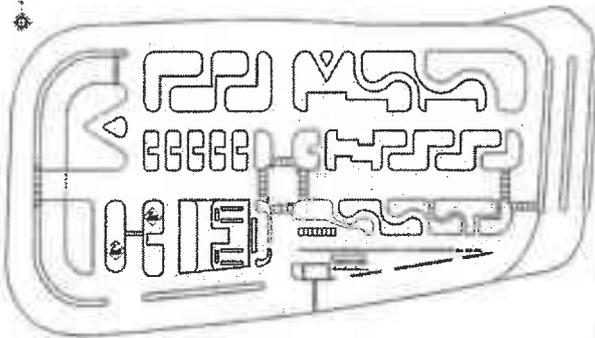
(限定解除) 技能試験成績表

① 申請日	年	月	日
フリガナ			
② 氏名 (氏)	(名)		
③ 受験種	受験番号		

記入上の注意事項

- この成績表を折ったり巻いたりしないこと。
- 太枠内①から⑩まで正しく記入すること。
- マークは鉛筆(HB)で濃くはっきり記入すること。

良い例 悪い例



④ 受験番号	十萬位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	萬位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	千位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	百位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑤ 受験番号	十位	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	一	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	⑥ 受験種別	大型2	中型2	普通2	大型	中型	普通	大特	引	その他	
	⑦ 受験区分号	昭和 平成									
⑧ 生年月日	元										
	年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	日	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
⑨ 性別	男 女										
⑩ 受験コース	1 2 3 4 5 6 7 8 9										

100-()=	合格	不合格	中止
試験結果	判定		
得点	百位 0 1		
	十位 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	一位 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		
	合計		

逆行大 <input type="checkbox"/>	発進不能 <input type="checkbox"/>	脱輪大 <input type="checkbox"/>	接触大 <input type="checkbox"/>	暴走 <input type="checkbox"/>	安全地帯等 <input type="checkbox"/>
後車妨害 <input type="checkbox"/>	通過不能 <input type="checkbox"/>	進行妨害 <input type="checkbox"/>	一時不停止 <input type="checkbox"/>	右側通行 <input type="checkbox"/>	安全間隔 <input type="checkbox"/>
踏切不停止 <input type="checkbox"/>	信号 <input type="checkbox"/>	割込み <input type="checkbox"/>	安全義務 <input type="checkbox"/>	減点超過 <input type="checkbox"/>	
試験官補助 <input type="checkbox"/>	追越し <input type="checkbox"/>	横断等禁止 <input type="checkbox"/>			
	指示違反 <input type="checkbox"/>				

減点数	20	10	5
安全措置		措置(帯)	措置(ドア・鏡・ギヤ・手B・B・A変速・機具)
運転姿勢			四輪姿勢(席・正対・保・脚・手・車)
発進	逆行中	逆行小	特別減点 Aむら(発・ノック・空転) エンスト 消滅手前どり
速度維持		課題(区間) 課題外	
合図安全不確認		不確認(発進・後退・周回・巻き込み・変更 交差点・後方・踏切・脇見・降車・振出)	発進合図(しない・続・もどし) 変更合図(しない・続・もどし・不適) 右左折合図(しない・続・もどし・不適)
制動	速過ぎ大(速い・カーブ)	速過ぎ小(速い・カーブ)	エンブレ(坂) クリーフ エンブレ(断・前後) ブレーキ(構・断・待・不円滑)
操向	ふらつき大(S・半)	急ハンドル、ふらつき小(S・半)	切り返し 狭路切り返し(S・半・V・I・口) 停止合図(発・前・車)巻き込み(二車・車) 脇見小
車体感覚	前方視認(移・可・不・制)、脇視中、接触小		
通行区分			通行帯(右端・区分・線)
進路変更		変更禁止(みだり・標示)	狭路変更(しない・遅・遅・右振) 交差点変更(左しない・左遅・右振・右しない・右遅・右遅・左振)
直進、右左折	徐行(右左折・優先路・広路・標識・見通・角・頂・坂) 進入禁止(交差・横歩・標示・黄信号)	安全速度、方向別通行 優先判断(左方・優先路・広路・右折・一停)	交差点内(左大回・右斜・右外・標示)
歩行者保護等		泥はね運転	
最高速度	合図車妨害(進路・バス)	警告器、急ブレーキ、車間距離、警報	踏切内変速、駐車措置(手B・スイッチ・ギヤ・機具)
踏切通過	速度超過		駐車方法(斜・平行)
減点小計			

別記様式第41号

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

(官職) (氏名)

大型自動二輪車「事前の指導確認及び走行確認」の実施結果について（報告）
見出しのことについて、本日実施した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

	氏 名	生 年 月 日	二輪免許取得日	実施結果
1		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
2		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
3		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
4		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
5		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
6		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
7		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
8		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
9		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
10		S・H . .	S・H・R . .	適・不適
備考				

弁 明 録 取 書

住 所

職 業

氏 名

生年月日

年 月 日(歳)

本職は、 年 月 日 において、
不正受験の事案を告げ弁明の機会を与えたところ、次のとおり弁明した。

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのない旨を申し立て署名押印した。

上記同日

所 属

官 職

氏 名

印

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

(官職) (氏名)

不正受験処分伺い

見出しのことについては、不正受験事案があったので、下記により処分してよろしいでしょうか。お伺いします。

記

1 被処分者

住所

職業

氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

2 適用条文

道路交通法第88条第 項第 号

道路交通法第96条第 項第 号

道路交通法第97条の3

3 事案名及び処分

受験停止処分 自： 年 月 日

至： 年 月 日 (日間)

合格決定取消処分

4 事案の概要

5 添付書類

発見報告書 弁明録取書 参考人供述調書 申請書

受験票 学科試験答案用紙 その他

宮本免第 号
年 月 日

宮城県公安委員会 殿

宮城県警察本部長

合格決定取消

運転免許試験

処分上申書

受験停止

被処分者の 住所・氏名・年齢	住所 氏名 年齢		
不正行為場所			
申請に係る免許の 種類		合格決定 年月日	年 月 日
免許の種類		交付 年月日	年 月 日
処分を必要とする 理由			

請

書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住 所

氏 名

合格の取消

本日、第 号による運転免許試験 通知書を受領いたしました。
受験停止

氏 名

免許証等の処分結果

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

(官職) 氏名

運 転 免 許 試 験 合 格 無 効 宣 言

次の者は、 年 月 日、 免許試験を受験し、学科試験に合格した者であるが、下記の理由により運転免許試験の合格無効宣言をしてよろしいでしょうか。お伺いします。

記

受 験 者	受 験 番 号		氏 名 生年月日	年 月 日 (歳)
無効宣言 理 由	<input type="checkbox"/> 欠格期間中 <input type="checkbox"/> 無資格 <input type="checkbox"/> 取消処分者講習未受講			
法的根拠	<input type="checkbox"/> 道路交通法第88条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条の2 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条の3 <input type="checkbox"/>			
弁明要旨				

運転免許試験合格無効宣言通知書

年 月 日

住所

氏名

宮城県公安委員会

あなたが合格した下記の運転免許試験は、次の理由により、無資格受験につき合格は無効であるから通知します。

合格した免許の種類			
受験年月日	年 月 日	受験番号	
理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第88条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条第 項第 号 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条の2 <input type="checkbox"/> 道路交通法第96条の3 <input type="checkbox"/>		

教示事項

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければならないこととされています。

別記様式第49号（表）

外国運転免許証の一部試験免除申請調査表

この表は、外国運転免許証での切替えに初めて来庁した方から聞き取り調査をした内容を記入します。

諸審査の結果、受験手続に至らない場合は、その理由、本人への指導事項等を簡潔に記入してください。

来 庁 日	年 月 日		
本籍・国籍等			
住 所			
呼 び 名			
氏 名			
生 年 月 日	年(年) 月 日生(歳)	性別	男・女
職 業		会社名	
電 話 番 号	自 宅	勤務先	
来 日 の 目 的			
外国 運 転 免 許 証	発 給 国		
	交 付 機 関		
	交 付 年 月 日		
	発 行 番 号		
	免 許 種 別		
	免 許 条 件		
交 付 免 許 証	交 付 年 月 日	年 月 日	
	発 行 番 号		
	免 許 種 別	(AT・MT)	
	免 許 条 件		
外国居住関係			

別記様式第49号（裏）

外国での免許取得状況	学 科 試 験	選択式の問題が		問中、	%で合格
	適 性 試 験 視力、色彩、運動能力				
	技 能 試 験	(教習所・持ち込み車両) (製の) を使用して(路上・コース)を約 分間走行して 技能試験を実施			
	交 付 手 数 料	外国の金額約		円	
		日本円に換算して約		円	
	最初の免許取得年月日		年	月	日
日本国内での免許取得の有無		有 ・ 無	年	月	日交付
			年	月	日まで
日本国内での交通違反、交通事故・行政処分・欠格期間等の有無		有 ・ 無	違反名		
		行政処分	年	月	日頃
		欠格期間	年	月	日
			年	月	日
運転経歴証明の照会結果 (安全運転センター)		照会日	年	月	日
		免許種別	年	月	日
		免許種別	年	月	日
		免許種別	年	月	日
切替時受理	適性試験	視 裸眼 両眼 右 左	色	適 ・ 不 適	
		力 矯正 両眼 右 左			
	運動能力	適 ・ 不 適	聴 力	適 ・ 不 適	
学科審査	合・否	技能審査	合・否		
不受理の場合は、記入してください。					
不受理の理由等					
指導事項等					
作成年月日	年	月	日	作成者	

別記様式第51号（表）

NO —

年 月 日

交通部運転免許課長 殿

(官職) (氏名)

外国運転免許証一部試験免除報告書

下記の者の外国運転免許証について審査をしたところ、真正なものと認められたことから試験の一部を免除したので報告する。

記

申請年月日	年 月 日	審査回数	回	学科・技能・免除
申請者	フリガナ			
	氏名			
生年月日	年 (年) 月 日生 (歳)	性別	男・女	
職業		電話番号	— —	
外国運転免許証	発給国			
	交付機関			
	交付年月日	年 月 日		
	有効年月日	年 月 日		
	発給番号			
	免許種別			
交付運転免許証	MT・AT			
	初心運転者標識 免除・要 自二 (. .) 政令大型可			
来日の目的				

別記様式第51号（裏）

書類審査 添付資料	1 外国免許証（表・裏）	有 無
	2 翻訳文写し	有 無
	3 旅券（パスポート）の写し	有 無
	4 国際運転免許証の写し	有 無
	5 住民票の写し	有 無
	6 その他（ ）	有 無
外国居住関係 3か月以上滞在 事実の有無	・ 年 月 日 入国	有 無
外国 運転 免許 の 取 得 状 況	学科試験	選択式の問題が 問 %以上で合格
	適性試験	視力・色彩・運動能力等検査した。
	技能試験	教習所・持ち込み車両（ 製の ）を使用して、 路上・コースを約 分間走行して技能試験を実施した。
	受験交付 手数料	外国の金額で、約
日本国内での 免許取得の有無	有 ・ 無	
処分調査結果 (08照会)	免許の拒否・取消処分又は国際運転免許の6か月を越える期間の自動車等の運転禁止処分の有無	(有 ・ 無)
備 考	・ 適性検査、運動能力、視力、色彩、聴力等 適 ・ 視力 両眼 0.7 (左右それぞれ 0.3) ・ 最初の免許取得月日 (年 月 日)	

不正外国運転免許証等通報書

免許証提示者	省・州等	
	住所	
	氏名	
	アルファベット	
	生年月日	
	年齢	
	性別	
提示外国免許証	発給国	
	省・州等	
	交付日	
	有効期限	
	免許番号	
	免許種別	
不受理とした理由		
措置の概要		
その他参考事項		